

市営バスの運賃変更について

北見市が運行する直営バス「鑑沸線」及び「栄浦線」について、北海道北見バス株式会社が発行する「北見バスフリーパス」による路線バス乗り放題が令和3年度以降も継続して実施されることから、下記期間における運賃の減免を継続することといたします。

このことから、上記2路線は、協議運賃適用区間であるため、次の事項について協議を行い、北海道運輸局に協議結果にかかる証明書を提出します。

○協議事項

1. 運賃の適用方法

鑑沸線及び栄浦線におけるフリーパスチケット呈示者に対し、運賃を免除する。

2. 期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 理由

当該フリーパスに市営バスが協力することで、観光地であるサロマ湖まで路線バスで行くことが可能になり、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収となっている北海道北見バス(株)の運行する路線バスの利用促進と増収が見込まれるとともに、市営バスや観光資源のPRと活性化に寄与すると判断できるため。

(補足説明：協議運賃について)

運賃の変更については、本来、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。地域公共交通会議で協議が調った運賃については、道路運送法第9条第1項第4号の規定により届出をもって足りるとされ、手続きが簡略化することができます。

今回は、交通会議にて承認された後、協議が調っていることの証明書を発行し届出をします。